

大口町告示第66号

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自治活動の促進を図るために大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号。）第9条に規定された地域自治組織が各地域内に設置する事務所の整備（以下「整備事業」という。）に要する経費に対して交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「事務所」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 地域自治組織の事務及び打ち合わせをするスペースが十分に確保できること。
- (2) 建物所有者との間に、地域自治組織の使用を認める旨の書面が交わされていること。
- (3) 地域自治組織の使用部分が明確であること。

### (補助金額及び補助対象経費)

第3条 補助金の上限額は、1地域自治組織につき30万円とする。なお、上限額を超えるまでは、複数年度に分けて補助を受けることができるものとする。

2 補助対象経費は、整備事業に要する経費とし、別表に掲げる経費は対象しない。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域自治組織の代表者（以下「代表者」という。）は、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときには、その内容等を審査し、適切と認めたときは補助金の交付を決定し、その旨を大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付決定通知書（様式第2）により代表者に通知するものとする。

(概算払)

第6条 町長は、補助金の交付決定額の範囲内で、概算払により交付することができる。

2 代表者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金概算払請求書（様式第3）を町長に提出しなければならない。

(変更及び中止)

第7条 代表者は、整備事業を変更又は中止する場合は、速やかに大口町地域自治組織事務所整備事業補助金（変更交付・中止）申請書（様式第4）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときには、その内容等を審査し、補助金の変更交付を決定した場合は大口町地域自治組織事務所整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第5）により、整備事業の中止を認めたときは、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金中止決定通知書（様式第6）により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 代表者は、第5条で決定をした整備事業が完了したときは、速やかに大口町地域自治組織事務所整備事業補助金実績報告書（様式第7）に関係書類を添えて、3月31日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の実績の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付額を確定し、その旨を大口町地域自治組織事務所整備事業補助金確定通知書（様式第8）により代表者に通知するものとする。

(補助金の請求及び精算)

第10条 前条の規定による通知を受けた代表者は、速やかに大口町地域自治組織事務所整備事業補助金請求書兼精算書（様式第9）により請求又は精算をするものとする。

(補助金の取消等)

第11条 町長は、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた地域自治組織が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由なく報告、調査を拒んだため整備事業の内容が確認できないとき。

2 町長は補助金の取消しを決定したときは、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金取消通知書（様式第10）により代表者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金を取り消した場合において、当該取消しに係る整備事業に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部または一部を返還させることができる。

（財産の処分）

第13条 この補助金により取得した設備を、町長の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合はこの限りではない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象外経費

費　目	内　容
財産取得費	土地、建物などの取得に要する経費
人件費	賃金、その他労務の対価として支払う経費
食糧費	飲食代
光熱水費	事務所の設置に伴い発生する電気、ガス、上下水道の経費
その他	宗教、神事に係る費用 その他、整備事業に不適切な費用

様式第1（第4条関係）

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付申請書

年　月　日

大口町長　　様

住所

申請者

氏名

印

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり大口町地域自治組織事務所整備事業補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額　　金　　円

2 整備場所

住所

所有者

3 添付書類

賃貸借契約書、事務所位置図、その他必要書類

様式第2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました大口町地域自治組織事務所整備事業補助金については、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3（第6条関係）

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金概算払請求書

年　月　日

大口町長　　様

住所

申請者

氏名

印

年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知のありました補助金について、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額　　金　　円

2 概算払請求額　　金　　円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
口座名義人		
預金種別	普通・当座	口座番号

様式第4（第7条関係）

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金変更・中止承認申請書

年　　月　　日

大口町長　　様

住所

申請者

氏名

(印)

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知を受けた大口町地域  
自治組織事務所整備事業補助金について、下記のとおり変更・中止したいので申請  
します。

記

1　変更（中止）内容及び理由

様式第5（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました補助金については、下記のとおり変更交付決定しましたので通知します。

記

1 当初交付決定額 金 円

2 変更交付決定額 金 円

様式第6（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金中止決定通知書

年 月 日付けで中止申請のありました補助金については、下記のとおり中止決定しましたので通知します。

なお、補助金について概算払いがされている場合は、下記期限までに返還してください。

記

1 概算払額 金 円

2 返還期限 年 月 日

様式第7（第8条関係）

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金実績報告書

年　月　日

大口町長　　様

住所

申請者

氏名

印

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた事業について  
年　月　日に終了しましたので、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交  
付要綱第8条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

2 事業総額

3 添付書類

収支決算書、領収書の写し、その他必要書類

様式第8（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました整備事業については、大口町地域自治組織事務所整備事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第9（第10条関係）

大口町地域自治組織事務所整備事業補助金請求書兼精算書

年　月　日

大口町長　　様

住所

申請者

氏名

印

年　月　日付け　　第　　号で確定通知のありました大口町地域  
自治組織事務所整備事業補助金について、大口町地域自治組織事務所整備事業補助  
金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり（請求・精算）します。

記

1 補助金確定額（A）	金	円
2 概算払受領済額（B）	金	円
3 補助金（請求・精算）額（C=A-B）	金	円

様式第10 (第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町地域自治組織事務所設整備事業補助金取消通知書

年 月 日付けで交付申請のありました事業について、大口町地域  
自治組織事務所整備事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとお  
り（全部・一部）を取り消します。

記

1 取消理由

2 返還額 金 円  
(既交付決定額 金 円)

3 返還期限 年 月 日